寒川町

次世代育成支援対策行動計画(後期)



素案(概要版)

ご意見の募集期間 平成22年 1月8日(金)まで

皆様のご意見をお寄せください

次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図っていくために、平成17年4月から、次世代育成支援対策推進法が10年間の時限立法として全面施行され、市町村に5年を一期とする地域行動計画の策定が義務付けられています。

寒川町では、平成17年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、その取り組みを進めてまいりました。このたび、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定するにあたり、アンケート調査及び前期計画の検証を行い、計画素案を作成いたしました。

今後、この素案についての皆様からのご意見を参考にしながら、平成22年 3月末に計画を策定する予定です。

ご意見の提出方法

素案についてのご意見は郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご提出ください。裏面の様式もご利用いただけます。

提出先 寒川町 健康福祉部 子育て支援課

郵 送: 〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165

FAX:0467-74-5613

メール: kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp

「寒川町次世代育成支援対策行動計画(後期)」 についてのご意見記入用紙

【意見募集期間】平成21年12月8日(火)~平成22年1月8日(金)

【資料閲覧場所】役場情報公開コーナー、役場子育て支援課、町民センター、寒川町公民館、北部文 化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、健康管理セン ター、子育て支援センター

【意見提出方法】所定の用紙または任意の用紙に住所、氏名(団体の場合は、団体名と所在地)等を 記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 1.資料閲覧場所にある意見募集箱へ投函
- 2.郵送…〒253-0196 寒川町宮山165 寒川町健康福祉部子育て支援課へ郵 送
- 3.FAX···FAX番号 0467-74-5613
- 4.メール…kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp

*の欄には、「〇ページの〇〇行目について」「全般について」など素案のどの部分についてのご意見かを、できるだけ記入してください。

+

IJ

IJ

	についてのと念光がと、くともにい記入してくたとい。
*項目等	ご意見

ご住所、所在地等

お名前、団体名等

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんが、ご意見を整理した結果と計画のとりまとめにあたっての反映状況等を後日公表いたします。その際、住所や名前、団体名等は公表しません。

1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

本町では、平成17年3月「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、「の びのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念に掲げ、次代を 担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでまいりました。

計画期間の中間期を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「寒川町次世代育成支援対策行動計画(後期)」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、町民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1)計画策定の義務

「次世代育成支援対策行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的 な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対 策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

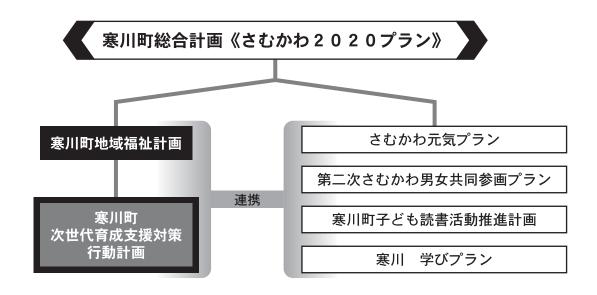
計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

(3)後期行動計画の位置づけ

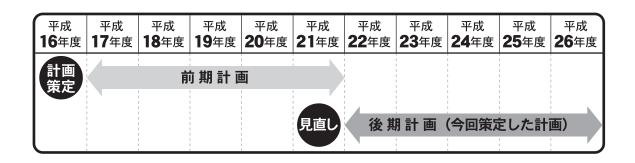
次世代育成支援対策行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策前期行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「次世代育成支援対策後期行動計画」を策定します。



3 他計画との調和



4 計画の期間



5 寒川町の現状

(1) 人口動態と子どもの世帯

① 総人口と年少人口の推移

寒川町の平成20年1月の人口は47,530人となり、平成15年から増加傾向となっています。年少人口(15歳未満)は、平成20年では6,864人で平成15年より20人減少しており、年少人口割合は14.4%と減少傾向にあります。

単位:人、%

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	46,608	46,958	47,179	47,467	47,430	47,530
年少人口 (15歳未満)	6,884	6,835	6,825	6,876	6,833	6,864
年少人口割合	14.8	14.6	14.5	14.5	14.4	14.4

資料:神奈川県年齢別人口統計調査(各年1月1日現在)

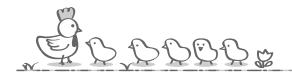
② 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成15年から増加傾向で推移し、平成19年は17,596世帯で平成15年から772世帯の増加となっています。一方、1世帯当たり人員は、減少傾向で推移しており、平成19年は2.70人となり、核家族化が進行していることがうかがえます。

単位:人、世帯

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総人口	46,809	47,166	47,457	47,456	47,587
世帯数	16,824	17,233	17,197	17,368	17,596
1世帯当たり人員	2.78	2.74	2.76	2.73	2.70

資料:神奈川県衛生統計年報(各年10月1日現在)



③ 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は、平成17年では2,123世帯で世帯人員は8,485人、1世帯当たり4.0人となっています。また、6歳未満親族人員は2,772人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.31人となっています。

単位:人、世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	2,326	2,118	2,307	2,006	2,123
世帯人員	10,081	9,205	9,535	8,175	8,485
1世帯当たりの人員	4.33	4.35	4.13	4.08	4.00
6歳未満親族人員	3,142	2,901	3,013	2,610	2,772
1世帯当たり6歳未満人員	1.35	1.37	1.31	1.30	1.31

資料:国勢調查(各年10月1日現在)

(2) 少子化の動向

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると平成16年の1.39から平成17年の1.32に減少し、 平成19年では寒川町は1.32で国の1.34を下回っていますが、県の1.22は上回っています。

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
寒川町	1.37	1.35	1.31	1.32	1.39	1.32	1.32	1.32
神奈川県	1.25	1.23	1.21	1.18	1.17	1.13	1.20	1.22
全 国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

② 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

国勢調査によると平成17年の女性の労働力率は、25~69歳では平成12年より高くなっています。特に、30~34歳では平成12年より7.3ポイント高くなっています。また、45~49歳でも70%を超える労働力率となっています。

単位:%

				単位・/0		
		寒/			神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15~19歳	19.8	18.4	21.5	24.0	19.1	16.8
20~24歳	74.6	74.2	72.5	71.0	65.7	67.7
25~29歳	52.8	58.7	68.0	68.2	72.2	71.6
30~34歳	42.3	44.4	50.2	57.5	57.8	61.6
35~39歳	55.2	51.4	55.7	57.9	55.0	62.3
40~44歳	64.5	62.7	62.4	68.1	62.4	69.5
45~49歳	68.3	68.2	65.7	71.7	66.8	72.7
50~54歳	62.8	63.5	64.8	66.0	63.0	68.3
55~59歳	50.0	55.0	52.7	56.5	55.4	59.7
60~64歳	26.9	32.6	35.2	36.7	37.5	40.4
65~69歳	20.6	22.0	18.0	22.2	21.9	25.9
70~74歳	10.3	13.4	16.7	11.2	12.0	16.3
75~79歳	8.6	8.8	8.1	9.4	7.7	10.4
80~84歳	4.3	4.3	7.0	5.2	4.9	5.6
85歳以上	3.1	1.4	2.3	2.4	2.2	2.1

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 母子保健の動向

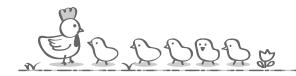
① 低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

合併症をきたす可能性が高い2,500g未満の低出生体重児数は、40人前後で推移していましたが、平成18年には60人となり、平成19年には48人となっています。 低出生体重児出生率は、平成18年には13.8%まで増加しましたが、平成19年には11.5%となっており、依然として国と県の9.6%を上回っています。

単位:人、%

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
低出生体重児数 (2,500g未満)	39	41	34	40	37	46	39	60	48
低出生体重児出生率	9.4	9.1	7.8	9.4	8.7	10.2	9.1	13.8	11.5
神奈川県 低出生体重児出生率	8.6	8.7	8.8	9.2	9.3	9.3	9.5	9.7	9.6
全国 低出生体重児出生率	8.4	8.6	8.8	9.0	9.1	9.4	9.5	9.3	9.6

資料:神奈川県衛生統計年報 人□動態総覧(各年12月31日現在) 人□動態調査(各年12月31日現在)



6 アンケート調査からみる現状と課題

寒川町では、後期計画策定に向けた基礎資料とするため、平成21年1月に、町内に在住する小学校就学前児童と就学児童のいる世帯から2,000世帯を無作為に抽出し、子育て状況や保育サービス等に関するアンケート調査を行いました。約半数の950世帯(就学前児童世帯は500世帯、就学児童世帯は450世帯)から回答をいただき、その結果を、平成21年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画に係るアンケート調査報告書」としてとりまとめています。

※この計画書では、調査結果に関して、就学前児童のいる世帯を「就学前児童世帯」、小学校就学児童のいる世帯を「就学児童世帯」と表記しています。

(1) 世帯構造の特性と"養育力"について

世帯の子どもの数では、2人以下の世帯の割合が就学前児童世帯で約8割、就学児童世帯でも7割に上り、世帯人数(同居者数)も「4人」ないしは「3人」の世帯が多数を占め、「核家族世帯」が多くを占める構造が推察されます。

祖父母の近居状況(2世代住宅を含む)をみると、「祖父が近くに住んでいる」または「祖母が近くに住んでいる」の割合が3~4割を占め、祖父または祖母が同居、その他親族が同居も合わせるといずれの世帯も約6割に上っています。

その一方で、「親族や友人・知人のいずれも(預ける先が)いない」と回答した世帯がいずれの調査結果でも1割強います。

(2) 保護者の就労状況と今後の意向について

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が就学前児童世帯では半数を占め、出産を機に離職したケースが多いことがうかがえます。その一方で、母親の就労率は37.0%となっています。一方、就学児童世帯の結果では、母親の就労率が56.7%で5割を超える結果です。また、「常勤者」の母親の平均帰宅時間は、いずれの児童世帯も「18時台」が多くなっています。

「パートタイム、アルバイト等」の母親の今後の就労意向については、フルタイム 勤務を希望する割合が就学前児童世帯で5割を超え、就学児童世帯でも4割強となっ ており、フルタイム勤務に対する潜在的なニーズの高さがうかがえます。

就労意向がありながらも、現在、就労していない主な理由としてはいずれの調査結果でも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多くなっています。

(3)子育てに関する考え方について

現在の子育てに対する満足派(「満足している」「どちらかといえば満足している」) はいずれの児童世帯でも7割近くに達していますが、子どもを産み育てることに対す る社会的な評価を実感できている人は、いずれも1割強にとどまっています。

理想とする子どもの数としては、「3人」がいずれの児童世帯でも半数近くに上る一方、現実にもてる人数としては「2人」が6割近くを占めています。

理想とする子どもの人数を諦める要因については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」がいずれの世帯でも最も多くなっています。

(4) 保育サービス等の利用について

今後新たにサービスを利用したい、あるいは増やしたいと希望している就学前児童世帯のサービスは、「認可保育所」が28.9%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が17.0%、また、「幼稚園の預かり保育」が13.2%となっています。

また、就学児童世帯では、児童クラブの今後の利用意向をみると「利用したい」は 全体の1割弱です。

児童クラブの利用希望者の土曜日・日曜日の利用意向は「ある」が4割を占め、また、さむかわふれあい塾の利用意向は、利用したいと「思う」が全体の6割に達しています。

(5) 父親の子育て参加について

子育てにおける父親の不在について、「社会的には問題だが、わが家にはあてはまらないと思う」がいずれの児童世帯も半数を超えている一方で、「社会的にも問題だし、わが家でも問題である」が就学前児童世帯で3割強、就学児童世帯で3割弱となっています。

父親が子育てにかかわりづらい理由としては、「残業などが多く、仕事を優先せざるをえないこと」や「子供や家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」がいずれの児童世帯でも多数を占めています。

(6) 重点的に取り組むべき事項(施策ニーズ)について

今後、重点的に取り組むべき事項に関しては、いずれの児童世帯も「子育てに伴う経済的支援の充実」を求める意見が約6割に上るほか、「医療費助成制度の充実」も5割近くとなっています。また、「妊娠・出産に関する費用の軽減」「防犯・治安を高めること「子どもの遊び場の整備・充実」なども2割以上が求める結果となっています。



7 前期計画の検証

(1) 施策評価の方法

前期計画の中間評価にあたっては、前期計画に盛り込まれている施策ごとの事業の推進状況を評価しました。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「進行管理表」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A=目標達成・目標に向けて事業が順調に進んでいる」「B=目標に向けて事業が遅れている」「C=目標に向けて事業がほとんど進んでいない」の3分類としました。

(2) 検証結果

前期計画の施策事業の進捗状況は、全体の92.2%にあたる、83事業が目標達成あるいは事業が順調に進捗したとなっています。しかしながら住民のニーズは、子育てへの価値観の違いや家族類型等により多様化しており、ここで前期計画時(平成16年度)に行った調査と今回の調査を比較してみました。

子どもを育てている生活への満足度をみると平成16年度調査に比べ、就学前児童世帯は「満足派」は68.0%で3.2ポイント減少している一方で、就学児童世帯は69.7%で7.5ポイント増加しており、「不満足派」も5ポイント減少しています。また、理想とする子どもの人数と現実にもつ子どもの人数においては、ほぼ変わらず、子育てや教育にお金がかかりすぎるという理由が圧倒的に多くなっています。

子育ての悩みについて、就学前児童世帯を比較すると「子育てでどうしていいかわからなくなることがある」が66.6%で平成16年度調査に比べ、8.2ポイント増加しており、「子どもを虐待していると思うことがある」でも26.8%で9.2ポイント増加しています。このような課題もありながら、本町の総合評価として今回アンケート調査結果の「寒川町は子育てしやすい町か」では63.4%がそう感じており、83.6%が定住意向をもっていることから、A評価の事業を継承しつつ、B・C事業を見直し、多種多様なニーズに対応できるような事業の拡充をしていくことが求められる結果となっています。

		事業数	評価ランク			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	尹未奴	A	В	С	
基本目標1	子育て家庭の支援	36	32	3	1	
基本目標2	母子の健康の確保と増進	13	12	0	1	
基本目標3	教育環境の整備	12	11	1	0	
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	13	12	1	0	
基本目標5	要支援家庭への取り組み	16	16	0	0	
	≣†	90	83	5	2	

8 計画の基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

-子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川-

この基本理念には、従来の対策にもみられた子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。後期計画においてもこの基本理念を継承していくこととします。

9 基本的視点

- 1
 子どもの視点

 2
 次代の親づくりという視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 社会全体による支援の視点
- 5 仕事と生活の調和実現の視点
- 6 すべての子どもと家庭への支援の視点
- 7 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 8 サービスの質の視点
- 9 地域特性の視点



10 基本目標

基本目標1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、 すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えるこ とによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際に、まず重要なことは、母親と子どもが心身ともに健康であることです。そこで母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を増やし、母親の不安解消を図ります。

基本目標3 教育環境の整備

学校において、子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力までを含めた確かな学力の向上を推進するとともに、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツを楽しむ等、身体の育成を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化の推進を図ります。

基本目標5 要支援家庭への取り組み

近年、増加傾向にある児童虐待については発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどのサポートをするとともに、母親が育児上の不安や悩みなどを抱え込まずに相談することを促し、個別の問題にもきめ細かく対応していくことにより、児童虐待の防止を図ります。

11 施策の体系

《基本理念》 《基本目標》 《施策の基本的方向》 (1) 地域での子育て家庭の支援 基本目標1 (2) 仕事と子育ての両立 子育て家庭の支援 のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり (3) 子育て家庭への経済的支援の充実 基本目標2 (1) 母と子の健康づくり 母子の健康の確保と増進 (2) 保健医療の充実 (1) 学校教育の充実 基本目標3 (2) 幼児教育の充実 教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (1) バリアフリーのまちづくり 基本目標4 子育てを支援する生活環 (2)安全・安心まちづくり 境の整備 (3) 子どもの遊び場の確保 (1)児童虐待の防止 基本目標5 (2)ひとり親家庭への支援 要支援家庭への取り組み (3) 障害児施策の充実



12 施策の展開

基本目標1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきているなか、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうしたなか、平成15年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護および保育に欠ける児童対策」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたことに伴い、すべての家庭に対する子育て支援が各市町村の責務となりました。従来の共働き家庭への保育サービスに限らず、すべての子育て家庭を対象とする総合的な支援が求められています。

アンケート調査の結果によると、子育てで、今関心のあることは、「子どものしつけのこと」や「子どもの発育・健康」「子どもの教育のこと」が上位に挙がっており、地域における仲間づくりや情報提供、相談機能の充実に対するニーズは依然として高い状況です。

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

個別事業

- 児童クラブ運営事業
- 町立保育園運営事業(通常保育事業)
- 延長保育事業
- 幼稚園における預かり保育事業
- 児童運営事業
- 子育て支援センター事業
- ファミリーサポートセンター事業
 - 民生委員児童委員活動
 - (仮称)健康福祉総合センター建設事業
 - 日中一時支援事業(新規事業)
 - つどいの広場事業(新規事業)
 - 養育支援訪問事業(新規事業)

(2)子育て情報提供体制の充実

個別事業

- 子育て支援センター事業(再掲)
- 子育て支援相談事業
- つどいの広場事業(再掲)
- 幼稚園における相談・情報提供

(3) 相談機能の充実

個別事業

- 子育て支援センター事業(再掲)
- 育児相談事業

子育て支援相談事業(再掲)

(4) 子育て支援のネットワークづくり

個別事業				
• 子育て支援センター事業(再掲)	• つどいの広場事業(再掲)			

(5) 児童の健全育成

● 平和推進事業 ・ 寒川総合体育館運営管理事業 ・ 青少年育成事業 ・ 子ども情報誌発行

施策の基本的方向 2 仕事と子育ての両立

生活意識や価値観が変化し、生活様式が多様化していく現代において、結婚、出産後も仕事を続けることを望む女性が増えています。また、男性においても、仕事のみでなく、子育てを担いたいという人が増えており、仕事と子育てが両立できる社会づくりが求められています。

アンケート調査結果によると、母親の就労状況は、就学前児童をもつ母親では半数以上が無職・専業主婦であるのに対し、就学児童をもつ母親ではパート・アルバイトで勤めに出る親の割合が36.9%となり、常勤(フルタイム)も合わせると56.7%の就労率となります。

仕事と子育てが両立できる社会の実現のためには、保育の充実に加え、男性を含めた働き方の見直しを進めることが必要であり、子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備、家族の協力体制の確立が課題となっています。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

	個別事業	
• 女性行政推進事業		

(2) 男性を含めた働き方の見直し

	個別事業
•	女性行政推進事業(再掲)



(3) 父親の子育て参加の促進

1	田	밁	車	業
ш		<i>,</i> 1.		\star

• 女性行政推進事業(再掲)

(4) 就職・再就職への支援の充実

個別事業

• ハローワーク求人情報の提供

施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実

近年、親が持ちたいと思っている子どもの数より、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加する傾向を示していますが、その原因として挙げられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる、教育費等の子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。

アンケート調査では、子育て支援の行政への要望として「児童手当などの経済的支援の充実」がいずれの児童世帯でも6割近くに達しています。

少子化の進展がこのまま続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響がでるものと予測されます。経済的支援の充実は、子どもを持ちたいという親の願いをかなえるための重要な課題といえます。

(1) 各種支援制度の充実

個別事業

- 私立幼稚園就園奨励費助成事業
- 奨学金制度推進事業
- 就学援助等事業(小学校・中学校)
- 児童毛当

- 小児医療費助成事業
- 小児特定疾患医療/特定疾患
- 出産育児一時金の支給

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向 1 母と子の健康づくり

子どもが健康に生まれ育つことは誰もが願うことです。

これを実現するためには、健やかに子どもを育てる環境を整え、妊娠・出産・育児 といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要とされます。

現在、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母 子保健事業を実施しています。

アンケート調査では、子育てをしていて、いまの関心ごとで就学前児童世帯では「子 どもの発達、健康や病気のこと」が43.4%で高くなっています。

今後は、妊娠期の健康管理を充実するため、妊婦健康診査の受診を勧奨するととも に、乳幼児健康診査にかかる時間を短縮し、実施方法の見直しや複雑・多様化してき ている相談内容に対応するため、専門職の確保および資質向上を図る必要があります。

(1)子どもや母親の健康の確保

個別事業	
母子健康手帳作成事業母子健康教育事業母子健康相談事業	母子健康診查事業母子訪問指導事業乳児家庭全戸訪問事業(新規事業)

(2)食育の推進

個別事業	
● 離乳食教室	• 学校給食の充実

(3) 思春期保健対策の充実

個別事業	
• 思春期の保健対策の強化	

(4) 不妊に対する支援

個別事業	
• 特定不妊治療費補助事業	



施策の基本的方向 2 保健医療の充実

小児医療では、かかりつけ(小児科)医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応が迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

アンケート調査では、かかりつけ医のいる割合は、就学前児童世帯で81.2%、就学児童世帯で68.4%となっており、多くの人が幼少年期を継続して診てもらえる医療機関をもっていることがうかがえます。また、休日・夜間対応の医療機関の周知状況は就学前児童世帯では9割に上っています。

小児科専門医の減少が懸念されるなか、一層の小児医療の充実、確保を目指すとと もに、子どもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるよ うに情報提供の充実を図り、加えて疾病などに関する教育を行う必要があります。

(1) 小児医療の充実

個別事業

• 初期救急医療確保対策事業

基本目標3 教育環境の整備

施策の基本的方向 1 学校教育の充実

時代の変化とともにさまざまな教育改革が行われ、子どもの健全な成長を支援する ための取り組みが続けられてきました。しかし、今また、いじめや不登校、少年少女 による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が 問い直されています。

また、子どもが物質的に恵まれ、周囲の大人達から大切にされながら育てられる環 境にある反面、望ましい人間関係をつくり上げていくのに必要な直接的な体験の量や 幅が不足し、子どもの健全育成に与える影響が危惧されています。

こうしたなか、教育現場においては、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主 体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人 とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生 きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が求められています。

(1)確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

個別事業

- 「生きる力」の育成事業(小学校・) 教育相談事業 中学校)
- 教育コンピュータ活用事業(小学 校・中学校)

(2) 信頼される学校づくり

個別事業

「特色ある教育活動」推進事業(小 ● 教職員の資質向上事業 学校・中学校)

(3) いじめ・不登校などへの取り組み

個別事業

• 教育相談事業(再掲)



施策の基本的方向 2 幼児教育の充実

子どもにとって、遊びは成長していく糧として重要な意味があり、人間関係の形成、社会性の発達、規範意識の醸成などに大きく関与しています。

こうした子どもの遊びが、今日、大きく変化してきています。屋外での遊びや集団 遊びが減り、これに代わってテレビゲームやパソコンなど屋内での一人あるいは少人 数での遊びが増えています。また、塾や習い事に通う子どもが増え、遊び時間そのも のがとれない状況もうかがえます。

アンケート調査では、子育てを安心して、楽しく行うための必要なサービスは「子 どもを遊ばせる場や機会の提供」が、いずれの児童世帯も5割を超え、最も多くなっ ています。

今後、子どもが自主的に活動できる拠点としての居場所を整備し、遊び方の指導、 地域との関わり、世代間交流などを支援していくことも望まれています。

(1) 幼児教育の充実

個別事業	
• 幼児対象子育て支援事業	• おはなしの会

施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基本は家庭にあり、子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進むなかで、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあり、また、 自立心や道徳規範の獲得といった精神的な成熟がないまま、親になるケースもあるなど、家庭における教育力の低下が懸念されています。

一方、子どもたちは学校を離れても、遊びという現場のなかで多くのことを体験し、 成長していくものですが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの 人と交流し、経験を積み重ねる機会が比較的少なくなっています。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力 を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた 家庭教育に関する学習会や情報提供を行っていくことが必要であり、加えて、地域社 会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進める必要があります。

(1) 家庭教育の充実

	個別事業
公民館講座開催事業(再掲)	

(2)地域の教育力の向上

個別事業	
• 青少年指導員活動事業	• さむかわゆうゆう学園事業



基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向 1 バリアフリーのまちづくり

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなります。

アンケート調査では、子育てをしていて困ること(困ったこと)は「子どもが安全に通れる道路がないこと」が45.8%、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が23.6%となっています。

こうしたことを踏まえ、妊産婦や子どもが単独でも子ども連れでも安心して安全に外出ができるように、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

(1)子育てバリアフリー環境の整備

個別事業	
公共施設のバリアフリー化道路歩道等整備事業	• 路線バス等の利用環境の充実

施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。特に、親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップおよび地域における指導者のさらなる育成が求められています。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、 防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から 守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

アンケート調査では、子育てで特に困ること(困ったこと)は「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」が、いずれの児童世帯も5割を超え、最も多くなっています。

今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であるため、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。

(1) 安全な道路交通環境の整備

個別事業

• 住環境整備推進事業

(2) 安心して外出できる環境の整備

個別事業

• 安全・安心パトロール活動の推進

• チャイルドステーションの普及推 進(新規事業)

(3)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

個別事業

• 交通安全活動事業

(4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

個別事業

- 安全・安心パトロール活動の推進 | 防犯対策推進事業(小学校) (再掲)
- 子どもを守るための活動の推進

(5)被害に遭った子どもへの心のケアの推進

個別事業

• 教育相談事業(再掲)

• 被害児童カウンセリング



施策の基本的方向 3 子どもの遊び場の確保

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や 参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育んでい くことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会や場の提供が求められています。

(1)子どもの居場所の充実

個別事業	
• ふれあい塾運営事業	• 子育て支援センター事業(再掲)

(2) 公園等の整備

個別事業	
公園整備等事業児童遊び場の整備	● 広場等の整備

基本目標5 要支援家庭への取り組み

施策の基本的方向 1 児童虐待の防止

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、 親の育児不安が増大するなか、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子 どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ち ません。

アンケート調査では、就学前児童世帯の約6割が「子育てでどうしたらよいかわからなくなることがある」と回答しており、3割弱が「子どもを虐待していると思うことがある」という結果となっています。

この現状からも、今後とも、虐待の問題に関して、一層の取り組みが求められています。

(1) 児童虐待の早期発見体制の確立

個別事業

• 児童虐待防止のネットワーク事業

(2) 児童虐待の防止

個別事業

子育て支援センター事業(再掲)

• 被害児童カウンセリング(再掲)

施策の基本的方向 2 ひとり親家庭への支援

近年、離婚率の上昇に伴ってひとり親家庭は増加の傾向にあります。

特に、母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢のなか、母親が就業面で不利な状況 に置かれることが多く、また、養育費も得られにくいなど、経済的基盤が弱くなりが ちなため、その生活は厳しいものとなっています。

また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べ大きく、身近に頼れる人がいない場合など、負担はさらに大きいものとなります。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活 支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが求められて います。

(1)ひとり親家庭への自立支援の推進

個別事業

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- ひとり親家庭への各種制度のPR



施策の基本的方向 3 障害児施策の充実

障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症など療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。

今後は、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、 障害のある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携 を図ることが求められています。

(1) 障害児保育の充実

個別事業	
心身障害者医療費助成事業障害児福祉手当	● 障害児デイサービス事業

(2) 学習援助と機会の提供

業	名
特別支援教育推進事業(小学校・中学校)特別児童扶養手当	● 特別支援学級の開設

13 特定事業の目標設定

事業名	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込み	平成26年度 目標事業量
①通常保育事業	定員540人	定員540人	定員630人
②特定保育事業	_	_	_
③延長保育事業	設置3か所	設置3か所	設置4か所
④夜間保育事業	-	_	_
⑤トワイライトステイ事業	_	_	_
⑥休日保育事業	設置1か所 定員30人	設置Oか所 定員O人	_
⑦病児・病後児保育事業	_	_	_
⑧放課後児童健全育成事業	設置5か所 定員150人	設置5か所 定員177人	設置5か所 定員200人
⑨地域子育て支援拠点事業	設置2か所	設置1か所	設置2か所
ひろば型	設置1か所	設置Oか所	設置1か所
センター型	設置1か所	設置1か所	設置1か所
児童館型	_	_	_
⑩一時預かり事業	_	_	_
⑪ショートステイ事業	_	_	_
⑫ファミリーサポートセンター事業	設置1か所	設置1か所	設置1か所



14 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

① 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健センター、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

② 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざします。

(2) 住民との協働

① 町民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。

町民や企業の代表者、学識経験者、関係機関などで構成される「次世代育成支援 行動計画地域協議会」では、引き続き計画の実施状況を把握・点検するとともに、 相互の情報交換、連絡調整を行い、町民と町の協働体制を築きます。

② 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙や町ホームページにより、広く町民に周知するとともに、進捗状況について毎年度、公表していきます。